

－ 第5次狭山市総合計画策定方針 －

1 第5次総合計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って狭山市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものである。

現在の「第4次狭山市総合計画（以下「総合計画」という。）」は、第2次総合振興計画の策定時に決定した将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」を継承する形で策定し、計画に位置付けた施策や具体的な取組の着実な推進を図っている。一方で、少子高齢化と人口減少の進行、スマートフォンやマイナンバーカードの普及によるデジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大からアフターコロナに至るまでの社会変化やそれに向けた対応など、本市を取り巻く環境は日々変化している。また、総合計画の終期である令和7年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」全員が75歳以上の後期高齢者となるなど、社会保障関連経費が更に増大することが予測されるとともに、これまでに整備した公共施設について老朽化による更新などが不可欠であり、行財政運営はより厳しさを増すことが見込まれている。

このような中、本市の将来像を市民と共有し、新たな時代に対応できるまちづくりと行財政運営の方向性を示すとともに、人口減少による影響を最小限に留め、市民が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを目指し、第5次総合計画を策定する。

2 計画策定の視点

（1） 将来像の検討について

本市は昭和61年度からの第2次総合振興計画以降、現在の総合計画まで、約40年の間「緑と健康で豊かな文化都市」を将来像に掲げているが、かつてないスピードで変化する社会を見据え、新しい時代を市民とともに担っていく決意を示していくことを目的に、新たな将来像の検討を行うものとする。

(2) 施策体系の見直し

本計画に掲げる施策や事業の検討にあたっては、第4次総合計画に掲げた施策や事業の成果や課題を踏まえるとともに、各分野における個別計画の策定状況なども踏まえ、重複する記載事項や施策体系の見直しを行うなど、市民により分かりやすい計画とする。

(3) 重点的に取り組む施策の明確化

人口減少対策をはじめ、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組、DXの推進による業務の効率化及び住民サービスの利便性の向上など、持続可能なまちづくりの実現に向けて重点的・優先的に取り組むべき施策については、行財政資源の配分の重点化を図るとともに、取組内容を明確化する。

(4) 総合計画と地方版総合戦略等との関連について

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた地方版総合戦略をはじめ、DX基本方針、地域強靱化計画など、第5次総合計画との関連性が高く、横断的な推進が求められる計画等については、一体的な策定や統合、簡素化などを視野に検討を進める。

(5) 実効性のある計画の策定

1) 各種統計資料や他市との比較による現状把握と課題の明確化

計画策定の前提となる本市の現状や課題について、各種統計資料や他市との比較及び市民意識調査結果等をもとに、多面的な視点から現状分析を行い、課題の明確化を図る。

2) EBPМ（エビデンスに基づく政策立案）の推進

政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進を図ることにより、政策の有効性を高めるとともに、市民の行政に対する信頼を確保する。

3) 社会経済情勢の変化を見据えた人口推計と財政予測の実施

人口推移と財政見通しは、第5次総合計画に掲げる施策の基本フレームとなるものであることから、最新の人口動態を踏まえた人口推計と財政予測を行う。

4) 計画の適切な進行管理と行財政運営の推進

限られた行財政資源を必要な施策や事業に重点的に配分し、実効性を高めるとともに、これらの効果を適正に評価し、その結果を新たな施策や事業の立案に活かすため、計画－実施－評価－見直しによるPDCAサイクルの更なる推進を図る。

3 計画の構成

長期的な展望に立って目指すべき将来像を描くとともに、現在の第4次総合計画の構成である、「基本構想（10年）、基本計画（5年）、実施計画（3年）」の3層構造を継承する。

(1) 基本構想

長期的な展望に立った狭山市の将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示す。

計画期間：令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

基本構想をもとに、分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示す。

計画期間：基本構想を前期・後期に分け、前期を令和8年度から令和12年度まで、後期を令和13年度から令和17年度までのそれぞれ5年間とする。

(3) 実施計画

基本計画をもとに、向こう3か年で実施する事業を具体的に示す。

計画期間：3か年とし、毎年ローリング（見直し）を行う。

4 計画策定の体制

(1) 庁内体制

1) 総合計画策定委員会

《所掌事務》

- ・ 総合計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。
- ・ 総合計画の最終的な調整及び策定に関すること。

《組 織》

- ・ 副市長、教育長及び各部長（議会事務局長を除く）
- ・ 委員長は副市長、副委員長は企画財政部長

2) 総合計画検討委員会

《所掌事務》

- ・ 総合計画を策定するために必要な調査及び検討に関すること。
- ・ 総合計画の原案を作成すること。

《組 織》

- ・ 市長が指名する委員 25 人以内（次長・課長職）
- ・ 委員長は企画財政部長、副委員長は市長が指名
- ・ 検討委員会に部会を置き、検討委員会委員は、部会に所属

3) 部会

《所掌事務》

- ・ 検討委員会の所掌事務を分掌（複数の部会を設置する予定）

《組 織》

- ・ 検討委員会委員と策定主任者（職位・職種の指定なし）
- ・ 部会長及び副部会長は検討委員会委員から充てる。

4) 職員参画

策定作業を通じた職員の行財政運営に関する意識改革と政策形成能力の向上を図るとともに、職員を対象としたアンケート調査を実施する。

(2) 市民参画

1) 市民意識調査等の実施

本市のまちづくり全般に関する意見等を徴取するため、市民等を対象としたアンケート調査を実施するほか、本年4月に施行されたこども基本法の趣旨や、女性活躍の推進などの観点から、幅広く意見を聴取する方法についても、検討を進める。

2) 総合計画策定市民会議の設置

総合計画の策定段階から幅広く市民参加を得るために、市民会議を設置し、市民の提言を取りまとめる。

3) パブリックコメントの実施

総合計画の素案を公表し、広く市民から意見などを求める。

4) 審議会への諮問

基本構想及び基本計画について、総合計画審議会に諮問し、答申を求める。

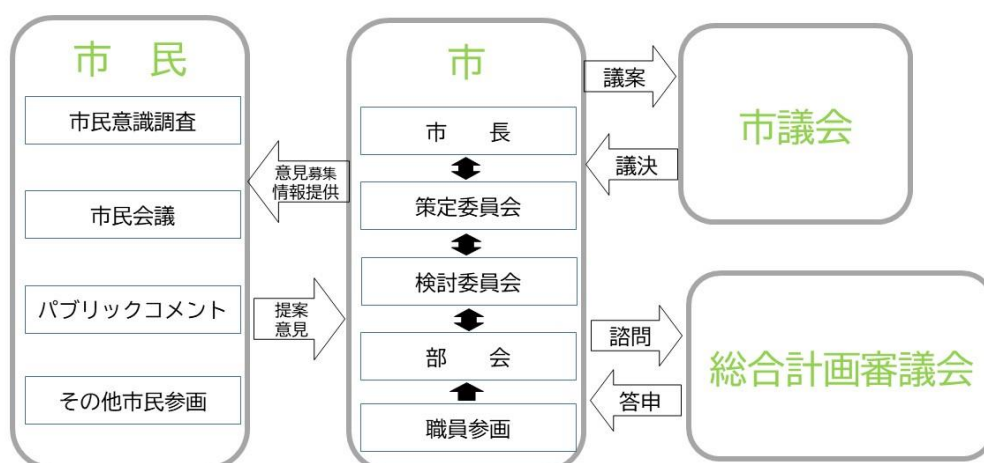
5) その他

上記以外にも、広報さやまやインターネットを活用して、まちづくりに対する市民からの提案を募集するなど、さまざまな方法により市民参画を進める。

(3) 事務局

企画課が事務局となり、審議会、策定委員会、検討委員会、部会及び市民会議等の庶務を処理するとともに、総合的な調整を行う。

策定体制図



5 諸計画との関係

(1) 各分野別計画との関係

各分野の個別計画との整合性が保たれるよう、調整を図る。

(2) 国、県及び他の自治体等の計画との関係

国、県、一部事務組合、広域連合等の計画のうち、当市に係る施策が位置付けられているものについては、これらを参酌する。

6 市議会との関係

基本構想については、「狭山市基本構想の議決に関する条例」に基づき、市議会の議決を得ていくとともに、基本構想を実現するために実施する施策の体系と内容を示す基本計画については、適宜、市議会に報告することとする。

7 スケジュール

別紙のとおり

第5次狭山市総合計画策定スケジュール

別紙

